

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年3月28日
【発行者の名称】	ONE GROUP株式会社 (旧会社名 オージックグループ株式会社) (注) 2023年9月26日開催の定時株主総会の決議により、2023年10月2日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 文彦
【本店の所在の場所】	大阪府東大阪市川俣一丁目1番41号
【電話番号】	(06)6787-1818 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 金田 善雄
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	ONE GROUP株式会社 https://www.1group.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【投資者に対する注意事項】	1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第46期中	第47期中	第48期中	第46期	第47期
決算年月	自2021年7月1日 至2021年12月31日	自2022年7月1日 至2022年12月31日	自2023年7月1日 至2023年12月31日	自2021年7月1日 至2022年6月30日	自2022年7月1日 至2023年6月30日
売上高 (千円)	2,210,117	2,698,469	3,425,612	4,731,489	6,011,727
経常利益又は経常損失(△) (千円)	62,206	△19,843	△127,702	80,248	△86,774
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失(△) (千円)	124,118	△39,565	△160,422	177,057	237,813
中間包括利益又は包括利益 (千円)	128,620	△47,151	△169,449	186,888	235,039
純資産額 (千円)	1,211,649	1,403,590	1,564,928	1,450,742	1,734,377
総資産額 (千円)	5,764,878	6,595,606	9,441,469	7,323,431	10,065,659
1株当たり純資産額 (円)	1,553.37	1,570.87	1,822.38	1,628.07	1,958.90
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間純損失(△) (円)	110.16	△50.72	△205.66	185.72	304.88
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	21.0	18.6	15.1	17.3	15.2
自己資本利益率 (%)	9.7	—	—	13.5	17.0
株価収益率 (倍)	4.4	—	—	2.6	1.6
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	141,772	△144,648	110,551	456,382	305,892
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△130,267	149,450	△121,728	△182,005	△643,295
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△569,645	△318,693	△205,026	109,307	556,759
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	516,416	1,144,805	1,462,260	1,459,351	1,678,786
従業員数 (人)	320	424	581	423	593
(外、平均臨時雇用者数)	(13)	(13)	(19)	(15)	(22)

- (注) 1. 第46期より、連結子会社である株式会社フジタイトの決算日を4月30日から6月30日に変更しております。また、同じく連結子会社である株式会社三翔精工の決算日を5月31日から6月30日に変更しております。この変更に伴い、第46期において、株式会社フジタイトは2021年5月1日から2022年6月30日までの14か月間の業績を、株式会社三翔精工の2021年6月1日から2022年6月30日までの13か月間の業績を反映しております。
2. 第47期より、連結子会社である広進工業株式会社及び株式会社オイダ製作所の決算日を3月31日から6月30日に変更しております。この変更に伴い、第47期においては、広進工業株式会社は2022年4月1日から2023年6月30日までの15か月間の業績を、株式会社オイダ製作所は2023年4月1日から2023年6月30日までの3か月間の業績を反映しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益について、第46期中間期、第46期及び第47期中間期については潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第47期及び第48期中間期については、潜在株式が存在するものの希薄化効果を有しないため記載しておりません。
4. 自己資本利益率及び株価収益率については、第47期中間期及び第48期中間期は親会社株主に帰属する中間純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
6. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、ひかり監査法人の監査を受けております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
金属部品加工事業	581（19）
合計	581（19）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2023年12月31日現在

従業員数（人）	36（1）
---------	-------

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．当社は、金属部品加工事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

発行者には労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好に推移しております。また、一部の連結子会社に労働組合が結成されておりますが、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2023年7月1日から2023年12月31日）における世界経済は、インフレ率が鈍化する中、主要先進国の中央銀行は利上げを見送る状況となり、高インフレ環境下からの変化点となりました。一方、中国経済は、ゼロコロナ政策解除後のリバウンドが一服してからの景気停滞が続いており、経済の見通しは依然として先行き不透明な状況が続いております。

日本経済におきましては、コロナ禍からの脱却後、緩やかな回復基調となりました。中小企業は物価高の中、前年に引き続き原材料やエネルギー価格の高騰分を価格転嫁させる動きが広がりました。また、足元では慢性的な人手不足等の背景もあり、人件費が上昇してきております。社会が持続的賃上げを求める環境となり、中小企業は人件費の価格転嫁を進め、従業員の賃上げを行わなければならない状況が続いております。

当社グループが属する金属加工業界、特に工作機械業界について、国内向けは半導体製造装置や自動車関連の設備投資需要が低迷しており、また、海外向けは中国市場の悪化を背景に調整局面が続きました。日本工作機械工業会が発表した2023年12月の工作機械受注額（確報値）は前年同月比9.6%減の1,270億円となりました。他方、自動車業界におきましては、半導体の供給回復により生産台数が伸び、販売は増加傾向が続いております。日本自動車販売協会連合会が発表した2023年12月の国内新車販売台数は、前年同月比5.4%増36万2,804台であり、16ヵ月連続のプラスとなりました。

そのような状況の下、当社グループ各事業での営業活動としては、労務費、原材料価格、エネルギーコストの上昇を販売価格に転嫁するための活動を継続して行っておりまいりました。また、製造活動においては、生産活動の効率化に向けた活動を、当社本部が中心となり取り組みを進めております。

当社グループの業績は、工作機械市場が底打ち時期を探る中で、精密歯車製造事業・大型ねじ等製造事業の売上高は1,530,603千円（前年同期比4.4%減）となりました。一方、自動車部品市場に関連がある金属パイプ加工事業の売上高は340,109千円（前年同期比20.0%増）と前期に比べ好調に推移しました。

この結果、当中間連結会計期間における売上高は、主力事業の精密歯車製造事業・大型ねじ等製造事業が低調に推移したものの、2023年2月7日に全株式を取得した株式会社オイダ製作所の業績が反映されたこともあり3,425,612千円（前年同期比26.9%増）となりました。利益については、受注の減少に伴う生産効率低下等による製造原価上昇の影響により営業損失121,058千円（前年同期は営業損失20,596千円）となりました。また経常損失は127,702千円（前年同期は経常損失19,843千円）となっております。なお、国庫補助金3,000千円の計上、法人税、住民税及び事業税6,872千円の計上等により親会社株主に帰属する中間純損失は160,422千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失39,565千円）となりました。

なお、当社グループは金属部品加工事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,462,260千円で、前連結会計年度末に比べ216,526千円減少しております。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は110,551千円（前年同期は144,648千円の使用）となりました。これは主に、税金等調整前中間純損失123,758千円、未払費用の減少額173,515千円があった一方、減価償却費313,252千円、売上債権の減少額131,887千円等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は121,728千円（前年同期は149,450千円の獲得）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出324,293千円、定期預金の減少額190,189千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は205,026千円（前年同期は318,693千円の使用）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出707,724千円、長期借入れによる収入560,000千円等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績を示すと、次のとおりであります。

会社名	当中間連結会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	前年同期比 (%)
(株)オージック (千円)	1,259,071	91.7
(株)セイエン (千円)	224,718	119.9
(株)三翔精工 (千円)	224,934	85.0
(株)フジタイト (千円)	139,382	90.3
広進工業(株) (千円)	228,519	99.4
(株)オイダ製作所 (千円)	745,013	—
欧億達機械零件(青島) 有限公司 (千円)	65,434	—
合計 (千円)	2,887,073	130.6

(注) (株)オイダ製作所及び欧億達機械零件(青島)有限公司については、2023年4月から連結の範囲に含めているため前年同期比については記載しておりません。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注状況を示すと、次のとおりであります。

会社名	当中間連結会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	前年同期比 (%)
(株)オージック (千円)	1,490,321	98.8
(株)セイエン (千円)	312,627	111.0
(株)三翔精工 (千円)	206,367	83.5
(株)フジタイト (千円)	172,948	85.1
広進工業(株) (千円)	231,173	124.2
(株)オイダ製作所 (千円)	864,915	—
合計 (千円)	3,278,353	135.1

(注) 1. (株)オイダ製作所については、2023年4月から連結の範囲に含めているため前年同期比については記載しておりません。

2. 欧億達機械零件(青島)有限公司については、金額的に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

会社名	当中間連結会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	前年同期比 (%)
(株)オージック (千円)	1,530,603	95.6
(株)セイエン (千円)	340,109	120.0
(株)三翔精工 (千円)	265,483	78.2
(株)フジタイト (千円)	147,820	74.1
広進工業(株) (千円)	248,677	90.5
(株)オイダ製作所 (千円)	841,860	—
欧億達機械零件(青島) 有限公司 (千円)	51,058	—
合計 (千円)	3,425,612	126.9

(注) 1. (株)オイダ製作所及び欧億達機械零件(青島)有限公司については、2023年4月から連結の範囲に含めているため前年同期比については記載しておりません。

2. 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)		当中間連結会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
京セラ(株)	336,212	12.5	229,547	6.7
ヤンマーグローバルエキスパート(株)	—	—	670,318	19.6

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2023年9月29日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(J-Adviserとの契約について)

当社は(株)東京証券取引所が運営を行っておりますTOKYO PRO Marketの上場企業です。

当社では、フィリップ証券(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2019年3月27日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ他の担当J-Adviser を確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は、J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後、最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続き若しくは更生手続き又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後、最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の（a）又は（b）の場合の区分に従い、当該（a）又は（b）に規定する書面

（a）法律の規定に基づく再生手続き又は更生手続きを行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（b）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が法律に規定する破産手続、再生手続若しくは更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合、なお、これに準ずる状態になった場合とは、当該aからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続、又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合などをいうものとし、当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理

を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

- ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとして、当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等の交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する事由以外の事由により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

- ⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場子会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

- ⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当てにより支配株主が異動した場合（当該割当てにより支配株主が異動した場合及び当該割当てにより交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく棄損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見について「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承諾する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行にかかる決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく棄損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は相当の期間（特段の事情がない限り1か月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1か月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は4,381,572千円となり、前連結会計年度末に比べ516,494千円減少いたしました。これは主に、現金及び預金が406,736千円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産は5,059,896千円となり、前連結会計年度末に比べ107,695千円減少いたしました。これは主に、投資その他の資産が85,629千円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は2,783,967千円となり、前連結会計年度末に比べ439,636千円減少いたしました。これは主に、1年以内返済予定の長期借入金が126,581千円、未払金が49,997千円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債は5,092,573千円となり、前連結会計年度末に比べ15,104千円減少いたしました。これは主に、長期リース債務が49,638千円減少、長期借入金が21,143千円減少、繰延税金負債が46,381千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は1,564,928千円となり、前連結会計年度末に比べ169,449千円減少いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純損失160,422千円の計上による利益剰余金の減少によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において「2【設備の新設、除却等の計画】」に記載の重要な設備計画の完了したものを除き、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資額 (千円)	完了年月
(株)オージック	(株)オージック 大型ねじ等製造事業 美原工場 (大阪府堺市美原区)	生産用設備	22,260	2023年11月

(2) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
(株)オージック	(株)オージック 大型ねじ等製造事業 美原工場 (大阪府堺市美原区)	生産用設備	95,472	—	リース	2022年9月	2024年1月	(注)
(株)オージック	(株)オージック 大型ねじ等製造事業 美原工場 (大阪府堺市美原区)	生産用設備	182,875	—	リース	2023年11月	2024年8月	(注)
(株)フジタイト	(株)フジタイト 本社工場 (徳島県吉野川市)	生産用設備	43,200	—	リース	2023年7月	2024年1月	(注)
(株)オイダ製作所	(株)オイダ製作所 本社工場 (岐阜県大垣市)	生産用設備	76,000	—	リース	2023年7月	2024年2月	(注)
(株)オイダ製作所	(株)オイダ製作所 本社工場 (岐阜県大垣市)	生産用設備	19,200	—	自己資金	2023年7月	2024年3月	(注)
(株)三翔精工	(株)三翔精工 鹿児島工場 (鹿児島県霧島市)	生産用設備	73,614	—	リース	2023年9月	2024年2月	(注)
(株)セイエン	(株)セイエン 本社工場 (広島県呉市)	生産用設備	15,400	—	自己資金	2023年9月	2024年4月	(注)
(株)セイエン	(株)セイエン 本社工場 (広島県呉市)	生産用設備	13,150	—	自己資金	2023年12月	2024年5月	(注)

(注) 完成後の増加能力については、測定が困難なため記載を省略しております。

(3) 重要な設備の除却

生産能力に重要な影響を及ぼす設備の除却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別・額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2023年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2024年3月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,200,000	3,899,990	1,300,010	1,300,010	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	5,200,000	3,899,990	1,300,010	1,300,010	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権

決議年月日	2023年3月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	受託者1(注)1
新株予約権の数(個) ※	110,000(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 110,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	585(注)3
新株予約権の行使期間 ※	2024年10月1日～2035年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 585 資本組入額 292.5(注)4
新株予約権の行使条件 ※	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)6

※当中間連結会計期間末(2023年12月31日)における内容を記載しております。公表日の前月末現在(2024年2月29日)において、記載すべき内容が当中間連結会計期間の末日における内容から変更がないため、公表日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割(又は併合)の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金585円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2024年6月期から2028年6月期までのいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された親会社株主に帰属する当期純利益が、500百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における親会社株主に帰属する当期純利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。なお、上記の親会社株主に帰属する当期純利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正親会社株主に帰属する当期純利益をもって判定するものとする。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。また、当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権に係る受益者が確定した後、当該受益者に対する当該新株予約権の交付前に当該受益者が死亡したときは、当該受益者に交付すべき新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ③ 当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権について受益者が確定しないまま当該信託に係る契約が終了したとき、当該新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ④ 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、「オージックグループ株式会社（現ONE GROUP株式会社）第1回新株予約権 発行要領」の5.新株予約権の取得に関する事項（1）における「当社取締役会が別途定める日」以降、当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権の行使は認めないものとし、当該合併契約、当該会社分割、当該株式交換、当該株式交付又は当該株式移転の効力発生日の時点で当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権は消滅するものとする。疑義を避けるために付言すると、本号に基づく消滅は、5.に基づき再編対象会社（5.に定める意味を有します。）の新株予約権が当社と契約関係のある信託会社に交付されることを妨げない。
- ⑤ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる時は、当該新株予約権の行使は認めない。
- ⑥ 新株予約権1個未満の行使は認めない。
- ⑦ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問、又は業務委託先等の社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社又はその親会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4. に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

(a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が新株予約権者である場合にはこの限りではない。

(b) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. (6) に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合（疑義を避けるために付言すると、会社法第287条の規定に基づき新株予約権が消滅する場合を除く。）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が新株予約権者である場合にはこの限りではない。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

- (3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

- (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年7月1日～ 2023年12月31日	—	1,300,010	—	10,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2023年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
(株)フォワード	奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘6丁目1番28号	546,007	70.00
田中 文彦	奈良県生駒郡平群町	103,003	13.21
田中 純子	奈良県生駒郡平群町	89,700	11.50
田中 汰樹	奈良県生駒郡平群町	41,200	5.28
中野合金(株)	富山県中新川郡立山町353	100	0.01
計	—	780,010	100.00

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 上記のほか、当社所有の自己株式520,000株があります。

3. (株)フォワードは、代表取締役社長田中文彦の資産管理会社であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 520,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 780,000	7,800	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 10	—	—
発行済株式総数	1,300,010	—	—
総株主の議決権	—	7,800	—

② 【自己株式等】

2023年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式（株）	他人名義所有 株式（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合（%）
(自己保有株式) ONE GROUP(株)	大阪府東大阪市川 俣一丁目1番41号	520,000	—	520,000	40.00
計	—	520,000	—	520,000	40.00

(8) 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2023年3月13日
付与対象者の区分及び人数	「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の種類	同上
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 【新株予約権等の状況】」に記載しております。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2023年7月	2023年8月	2023年9月	2023年10月	2023年11月	2023年12月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 2023年7月から2023年12月については、売買実績がないため記載しておりません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度に係る発行者情報の公表後、当中間連結会計期間に係る発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2023年7月1日から2023年12月31日まで)の中間連結財務諸表について、ひかり監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,944,856	1,538,120
受取手形及び売掛金	950,454	※4 828,769
電子記録債権	819,955	※4 809,767
製品	341,751	323,012
仕掛品	432,291	452,006
原材料	238,412	227,504
その他	170,345	202,392
流動資産合計	4,898,066	4,381,572
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1、2 1,898,995	※1、2 1,871,338
機械装置及び運搬具（純額）	※1、3 976,407	※1、3 1,058,655
土地	※2 1,493,635	※2 1,489,815
リース資産（純額）	※1 307,342	※1 242,804
その他（純額）	※1、3 79,888	※1、3 78,301
有形固定資産合計	4,756,269	4,740,914
無形固定資産		
のれん	157,325	145,041
ソフトウェア	28,659	22,948
ソフトウェア仮勘定	51,600	62,884
無形固定資産合計	237,586	230,874
投資その他の資産		
投資有価証券	17,035	7,561
繰延税金資産	766	12,203
その他	155,935	68,341
投資その他の資産合計	173,737	88,107
固定資産合計	5,167,592	5,059,896
資産合計	10,065,659	9,441,469

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	357,464	324,306
電子記録債務	212,507	190,792
短期借入金	※2、5 260,000	※2、5 295,000
1年以内返済予定の長期借入金	※2、6 1,231,418	※2、6 1,104,837
リース債務	161,391	140,060
未払金	267,184	217,187
未払法人税等	30,059	9,478
未払消費税等	88,350	55,721
賞与引当金	162,864	157,238
その他	452,363	289,345
流動負債合計	3,223,603	2,783,967
固定負債		
長期借入金	※2、6 3,682,406	※2、6 3,661,263
社債	300,000	300,000
リース債務	173,413	123,774
繰延税金負債	193,337	239,719
役員退職慰労引当金	371,234	374,510
退職給付に係る負債	386,198	393,306
その他	1,088	—
固定負債合計	5,107,677	5,092,573
負債合計	8,331,281	7,876,540
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	773,269	829,387
利益剰余金	974,379	813,957
自己株式	△252,720	△252,720
株主資本合計	1,504,929	1,400,624
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	932	△204
為替換算調整勘定	22,105	21,059
その他の包括利益累計額合計	23,037	20,855
新株予約権	110	110
非支配株主持分	206,301	143,339
純資産合計	1,734,377	1,564,928
負債純資産合計	10,065,659	9,441,469

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)		当中間連結会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	
売上高		2,698,469		3,425,612
売上原価		2,231,762	※1	2,912,335
売上総利益		466,707		513,277
販売費及び一般管理費	※2	487,303	※2	634,335
営業損失(△)		△20,596		△121,058
営業外収益				
受取利息		41		65
受取配当金		0		—
助成金収入		—		2,752
社宅使用料		2,132		2,730
保険配当金		1,359		250
為替差益		3,562		—
その他		4,012		6,152
営業外収益合計		11,109		11,951
営業外費用				
支払利息		7,157		15,794
為替差損		—		1,963
控除対象外消費税		1,747		14
その他		1,452		822
営業外費用合計		10,357		18,594
経常損失(△)		△19,843		△127,702
特別利益				
固定資産売却益	※3	34,719	※3	1,916
国庫補助金		56,633		3,000
投資有価証券売却益		—		2,908
特別利益合計		91,353		7,825
特別損失				
固定資産売却損	※4	1,655	※4	3,126
固定資産除却損	※5	667	※5	755
特別損失合計		2,322		3,881
税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失(△)		69,187		△123,758
法人税、住民税及び事業税		15,207		6,872
法人税等調整額		95,906		36,627
法人税等合計		111,113		43,499
中間純損失(△)		△41,926		△167,257
非支配株主に帰属する中間純損失(△)		△2,361		△6,835
親会社株主に帰属する中間純損失(△)		△39,565		△160,422

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)
中間純損失(△)	△41,926	△167,257
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△568	△1,136
為替換算調整勘定	△4,656	△1,054
その他の包括利益合計	△5,224	△2,191
中間包括利益	△47,151	△169,449
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△44,619	△162,605
非支配株主に係る中間包括利益	△2,532	△6,844

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2022年7月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	760,765	736,566	△252,720	1,254,611
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	—	—	△39,565	—	△39,565
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	△39,565	—	△39,565
当中間期末残高	10,000	760,765	697,001	△252,720	1,215,046

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	—	15,305	15,305	180,824	1,450,742
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	—	—	—	—	△39,565
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△397	△4,656	△5,054	△2,532	△7,586
当中間期変動額合計	△397	△4,656	△5,054	△2,532	△47,151
当中間期末残高	△397	10,649	10,251	178,292	1,403,590

当中間連結会計期間（自 2023年7月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	773,269	974,379	△252,720	1,504,929
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	—	—	△160,422	—	△160,422
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	56,117	—	—	56,117
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	56,117	△160,422	—	△104,304
当中間期末残高	10,000	829,387	813,957	△252,720	1,400,624

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	932	22,105	23,037	110	206,301	1,734,377
当中間期変動額						
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	—	—	—	—	—	△160,422
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	56,117
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,136	△1,045	△2,182	—	△62,962	△65,144
当中間期変動額合計	△1,136	△1,045	△2,182	—	△62,962	△169,449
当中間期末残高	△204	21,059	20,855	110	143,339	1,564,928

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	69,187	△123,758
減価償却費	260,333	313,252
のれん償却額	12,284	12,284
固定資産売却損益(△は益)	△33,064	1,209
投資有価証券売却損益(△は益)	—	△2,908
国庫補助金	△56,633	△3,000
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△240	—
賞与引当金の増減額(△は減少)	△2,734	△5,615
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	4,725	7,108
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△12,447	3,276
受取利息及び受取配当金	△42	△65
支払利息	7,157	15,794
売上債権の増減額(△は増加)	9,592	131,887
棚卸資産の増減額(△は増加)	970	9,818
仕入債務の増減額(△は減少)	△6,669	△54,687
未収入金の増減額(△は増加)	△24,017	△16,938
未払金の増減額(△は減少)	△293,736	△8,662
未払費用の増減額(△は減少)	△80,268	△173,515
その他	△12,007	△1,303
小計	△157,612	104,174
国庫補助金の受取額	56,633	3,000
利息及び配当金の受取額	42	65
利息の支払額	△6,997	△15,589
法人税等の支払額	△44,485	△33,406
法人税等の還付額	7,770	52,307
営業活動によるキャッシュ・フロー	△144,648	110,551
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(△は増加)	—	190,189
有形固定資産の取得による支出	△148,283	△324,293
有形固定資産の売却による収入	192,663	10,322
無形固定資産の取得による支出	△23,373	△14,281
投資有価証券の売却による収入	—	11,396
保険積立金の解約による収入	125,345	—
その他	3,098	4,938
投資活動によるキャッシュ・フロー	149,450	△121,728
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	—	35,000
長期借入れによる収入	320,000	560,000
長期借入金の返済による支出	△510,897	△707,724
リース債務の返済による支出	△126,164	△91,213
その他	△1,632	△1,088
財務活動によるキャッシュ・フロー	△318,693	△205,026
現金及び現金同等物に係る換算差額	△653	△323
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△314,546	△216,526
現金及び現金同等物の期首残高	1,459,351	1,678,786
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,144,805	※ 1,462,260

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

(株)オージック、(株)セイエン、(株)三翔精工、(株)フジタイト、広進工業(株)、(株)オイダ製作所、JLTA、欧億達機械零件(青島)有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社のうちJLTA及び欧億達機械零件(青島)有限公司の中間決算日は6月30日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、中間連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。機械装置についても定額法によっております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 6～47年

機械装置及び運搬具 2～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

当社及び国内連結子会社は役員の退職慰労金の支出に備えるために、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

契約及び履行義務に関する情報

当社グループでは、主に精密加工による歯車の製造、精密部品の試作品の開発及び製造、金属部品の加工、金属パイプ加工製造、金属部品の精密微細加工、産業機械用大型ねじ、産業用部品の製造等を行っており、顧客との契約に基づく製品の製造及び引き渡しを履行義務として識別しております。

国内販売におきましては、当該製品が顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で資産の支配が顧客に移転し、履行義務を充足することになりますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。輸出におきましては、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段・・・金利スワップ

b ヘッジ対象・・・借入金

③ ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップのみであるため、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

5年間から10年間の定額法により償却を行っております。

(9) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(表示方法の変更)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書)

前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めておりました「未払費用の増減額(△は減少)」は金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしております。この表示の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書の組み替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フロー計算書の「その他」に表示していた△92,276千円は、「未払費用の増減額(△は減少)」△80,268千円、「その他」△12,007千円として組み替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (2023年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	6,994,711千円	11,554,611千円

※ 2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (2023年12月31日)
建物及び構築物	1,521,534千円	1,401,400千円
土地	915,883千円	915,883千円
計	2,437,417千円	2,317,283千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (2023年12月31日)
短期借入金	50,000千円	50,000千円
1年以内返済予定の長期借入金	356,056千円	318,378千円
長期借入金	1,085,622千円	953,837千円
計	1,491,678千円	1,322,215千円

※ 3 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (2023年12月31日)
圧縮記帳額	60,265千円	50,265千円
(うち、機械装置及び運搬具)	47,244千円	47,244千円
(うち、その他)	13,020千円	3,020千円

※ 4 中間連結会計期間末日満期手形等

当中間連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済処理しております。なお、当中間連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が受取手形等の期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (2023年12月31日)
受取手形	－千円	22,168千円
電子記録債権	－千円	22,078千円
計	－千円	44,247千円

※ 5 当座貸越契約

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行10行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく中間連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (2023年12月31日)
当座貸越限度額	1,090,000千円	1,130,000千円
借入実行残高	260,000千円	295,000千円
差引額	830,000千円	835,000千円

※6 財務制限条項

一部の連結子会社は、金融機関との間で、各年度の決算期における損益計算書に示される営業損益が2020年6月期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすることとする財務制限条項が付された金銭消費貸借契約を締結しており、当該借入金の残高は以下となります。

前連結会計年度（2023年6月30日）

1年以内返済予定の長期借入金	44,004千円
長期借入金	40,317千円

当中間連結会計期間（2023年12月31日）

1年以内返済予定の長期借入金	44,004千円
長期借入金	21,982千円

(中間連結損益計算書関係)

※ 1 期末棚卸高は収益性の低下に基づく簿価切下げ後の金額であり、以下のとおり棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前中間連結会計期間 (自 2022年 7 月 1 日 至 2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2023年 7 月 1 日 至 2023年12月31日)
棚卸資産評価損	－千円	230千円

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年 7 月 1 日 至 2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2023年 7 月 1 日 至 2023年12月31日)
役員報酬	97,458千円	110,883千円
給料手当	123,201千円	159,077千円
賞与引当金繰入額	25,907千円	28,766千円
退職給付費用	4,953千円	4,940千円
役員退職引当金繰入額	△11,735千円	3,276千円

※ 3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年 7 月 1 日 至 2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2023年 7 月 1 日 至 2023年12月31日)
建物及び構築物	47,962千円	－千円
機械装置及び運搬具	149千円	1,916千円
土地	△13,392千円	－千円
計	34,719千円	1,916千円

(注) 同一物件の売却により発生した固定資産売却益と固定資産売却損は相殺して、連結損益計算書上では固定資産売却益として表示しております。

※ 4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年 7 月 1 日 至 2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2023年 7 月 1 日 至 2023年12月31日)
機械装置及び運搬具	1,655千円	－千円
土地	－千円	3,126千円
計	1,655千円	3,126千円

※ 5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年 7 月 1 日 至 2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2023年 7 月 1 日 至 2023年12月31日)
建物及び構築物	0千円	411千円
機械装置及び運搬具	119千円	28千円
工具器具備品	60千円	315千円
ソフトウェア	487千円	0千円
計	667千円	755千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
普通株式	1,300,010	—	—	1,300,010
合計	1,300,010	—	—	1,300,010

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
普通株式	520,000	—	—	520,000
合計	520,000	—	—	520,000

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

無配のため、記載すべき事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
普通株式	1,300,010	—	—	1,300,010
合計	1,300,010	—	—	1,300,010

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
普通株式	520,000	—	—	520,000
合計	520,000	—	—	520,000

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当中間連結 会計期間末	
発行者 (親会社)	ストック・オプションとしての新株 予約権(注)	—	—	—	—	—	110
合計		—	—	—	—	—	110

(注) スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

無配のため、記載すべき事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額と関係

	前中間連結会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)
現金及び預金勘定	1,217,805千円	1,538,120千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△73,000千円	△75,860千円
現金及び現金同等物	1,144,805千円	1,462,260千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産「機械装置及び運搬具」であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2023年6月30日）

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	15,915	15,915	—
資産計	15,915	15,915	—
社債	300,000	300,894	894
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	4,913,824	4,945,688	31,864
リース債務（長期リース債務を含む）	334,804	331,762	△3,041
負債計	5,548,628	5,578,345	29,717

(※) 1. 資産

「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」及び「電子記録債権」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「未払金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2023年6月30日)
非上場株式	800
合計	800

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

当中間連結会計期間（2023年12月31日）

(単位：千円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	6,761	6,761	—
資産計	6,761	6,761	—
社債	300,000	301,003	1,003
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	4,766,100	4,793,411	27,311
リース債務（長期リース債務を含む）	263,834	261,615	△2,218
負債計	5,329,934	5,356,030	26,095

(※) 1. 資産

「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」及び「電子記録債権」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「未払金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	当中間連結会計期間 (2023年12月31日)
非上場株式	800
合計	800

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（2023年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	15,915	—	—	15,915
資産計	15,915	—	—	15,915

(注) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

当中間連結会計期間（2023年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	6,761	—	—	6,761
資産計	6,761	—	—	6,761

(注) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2023年6月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	300,894	—	300,894
長期借入金(1年以内返済予定を含む)	—	4,945,688	—	4,945,688
リース債務(長期リース債務を含む)	—	331,762	—	331,762
負債計	—	5,578,345	—	5,578,345

(注) 時価の算定方法に用いた評価技法及びインプットの説明

社債、長期借入金(1年以内返済予定を含む)及びリース債務(長期リース債務を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当中間連結会計期間(2023年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	301,003	—	301,003
長期借入金(1年以内返済予定を含む)	—	4,793,411	—	4,793,411
リース債務(長期リース債務を含む)	—	261,615	—	261,615
負債計	—	5,356,030	—	5,356,030

(注) 時価の算定方法に用いた評価技法及びインプットの説明

社債、長期借入金(1年以内返済予定を含む)及びリース債務(長期リース債務を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2023年 6 月30日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	15,915	14,394	1,520
	(2) 債券			
	(3) その他	—	—	—
	小計	15,915	14,394	1,520
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		15,915	14,394	1,520

当中間連結会計期間 (2023年12月31日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	6,761	6,846	△84
	(2) 債券			
	(3) その他	—	—	—
	小計	6,761	6,846	△84
合計		6,761	6,846	△84

2. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度 (自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2023年 7 月 1 日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

減損処理を行うにあたっては、期末における時価が帳簿価額に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%下落した場合には回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社の一部子会社は、工場の不動産賃借契約に基づく、退去時の原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自 2022年7月1日 至 2022年12月31日）

(単位：千円)

	金属部品加工事業
精密歯車製造事業	1,410,499
大型ねじ等製造事業	190,651
金属パイプ加工事業	283,338
精密微細加工事業	339,510
難削材切削加工事業	199,597
自動車部品切削加工事業	274,871
顧客との契約から生じる収益	2,698,469
外部顧客への売上高	2,698,469

当中間連結会計期間（自 2023年7月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

	金属部品加工事業
精密歯車製造事業	1,350,440
大型ねじ等製造事業	180,163
金属パイプ加工事業	340,109
精密微細加工事業	265,483
難削材切削加工事業	147,820
自動車部品切削加工事業	248,677
産業用部品切削加工事業	892,918
顧客との契約から生じる収益	3,425,612
外部顧客への売上高	3,425,612

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (2023年12月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,279,608	1,770,409
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,770,409	1,638,537
契約負債（期首残高）	98,474	114,332
契約負債（期末残高）	114,332	86,473

(注) 1. 前連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は97,562千円であります。

2. 当中間連結会計期間に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は83,998千円であります。

3. 契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは金属部品加工事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2022年7月1日 至 2022年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
京セラ㈱	336,212	金属部品加工事業

当中間連結会計期間（自 2023年7月1日 至 2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
京セラ㈱	229,547	金属部品加工事業
ヤンマーグローバルエキスパート㈱	670,318	金属部品加工事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2022年7月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2023年7月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2022年7月1日 至 2022年12月31日）

当社グループは、金属部品加工事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2023年7月1日 至 2023年12月31日）

当社グループは、金属部品加工事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2022年7月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2023年7月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2023年 6 月30 日)	当中間連結会計期間 (2023年12月31 日)
1 株当たり純資産額	1,958.90円	1,822.38円

1 株当たり中間純損失 (△) 及び潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益は次のとおりであります。

区分	前中間連結会計期間 (自 2022年 7 月 1 日 至 2022年12月31 日)	当中間連結会計期間 (自 2023年 7 月 1 日 至 2023年12月31 日)
1 株当たり中間純損失 (△)	△50.72円	△205.66円
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	—	—

(注) 1. 前中間連結会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益に関しては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当中間連結会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在するものの希薄化効果を有しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり中間純損失 (△) の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2022年 7 月 1 日 至 2022年12月31 日)	当中間連結会計期間 (自 2023年 7 月 1 日 至 2023年12月31 日)
親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	△39,565	△160,422
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	△39,565	△160,422
普通株式の期中平均株式数 (株)	780,010	780,010
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	2023年 3 月13 日取締役会決議 の第 1 回新株予約権 (新株予約権の数110,000個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年3月28日

ONE GROUP株式会社
取締役会 御中

ひかり監査法人
京都事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 岩 永 憲 秀

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 永 田 匠

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているONE GROUP株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2023年7月1日から2023年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ONE GROUP株式会社及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2023年7月1日から2023年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書

において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。